

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令抜粋

1. 火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等

第14条第1項第1号

改正前	改正後
<p>火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 暖房設備 ロ 照明設備 ハ 内面の建築材料 	<p>火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え（前条第1項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 入口又は窓を構成する扉、錠その他の設備 ロ 暖房設備 ハ 照明設備

【例示基準】

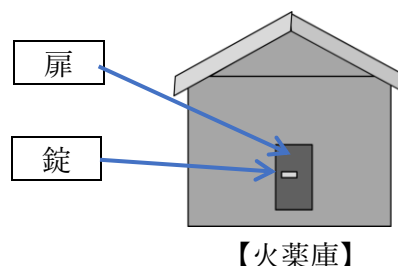
施行規則第14条第1項第1号に規定する「取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置」とは、次の基準によるものとする。

1. 取替えの工事の際当該工事に係る火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、取替えの工事に際し、当該火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 取替えの工事の際見張人の配置等を行うこと。なお、ロボット、センシング又はA I等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。
 - イ 火薬庫付近の異常の有無を監視し、必要に応じ警告することができるもの。
 - ロ 火薬類の貯蔵に影響を及ぼすおそれが想定される事象を排除することができるもの。
 - ハ 緊急時に必要な通報を速やかに行うことができるもの。
3. 取替えの工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。

(※) ロボット、センシング又はA I等のデジタル技術を活用する場合にあっては、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。

火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉で、厚さ3mm以上の鉄板とし、内扉、外扉及び外扉の錠は、JISの基準に適合することとされています。

火薬庫の窓は、盗難及び火災を防止するための措置として、地盤面から1.7m以上の高さとし、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込み、外から容易に開くことのできないような防火扉を備えることとされています。



【火薬庫】

第14条第1項第2号

改正前	改正後
新設	火薬庫の内面の建築材料の取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

【例示基準】

前号に同じ

第14条第1項第3号

改正前（第14条第1項第1号の2）	改正後
火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するもの の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの イ 照明設備 ロ 警鳴装置	火薬庫内の照明設備をLEDランプ 又はLED電灯器具に変更する工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

【例示基準】

施行規則第14条第1項第3号に規定する「変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置」とは、照明設備を変更する工事（照明設備の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、次の基準によるものとする。

1. 変更の工事の際当該工事に係る火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、変更の工事に際し、当該火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 変更の工事の際見張人の配置等を行うこと。なお、ロボット、センシング又はAI等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。
 - イ 火薬庫付近の異常の有無を監視し、必要に応じ警告することができるもの。
 - ロ 火薬類の貯蔵に影響を及ぼすおそれが想定される事象を排除することができるもの。
 - ハ 緊急時に必要な通報を速やかに行うことができるもの。
3. 変更の工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。

(※) ロボット、センシング又はAI等のデジタル技術を活用する場合にあっては、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。

第14条第1項第4号

改正前	改正後
新設	火薬庫内の設備のうち、警鳴装置（感知部に限る。）の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

【例示基準】

施行規則第14条第1項第4号に規定する「変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置」とは、警鳴装置の感知部の変更の工事（警鳴装置の感知部の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、次の基準によるものとする。

1. 変更の工事の際当該工事に係る火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、変更の工事に際し、当該火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 変更の工事の際見張人の配置等を行うこと。なお、ロボット、センシング又はA I等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。
 - イ 火薬庫付近の異常の有無を監視し、必要に応じ警告することができるもの。
 - ロ 火薬類の貯蔵に影響を及ぼすおそれが想定される事象を排除することができるもの。
 - ハ 緊急時に必要な通報を速やかに行うことができるもの。
3. 変更の工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。
4. 変更の工事は、電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定するものをいう。）の資格を有する者により行うこと。

(※) ロボット、センシング又はA I等のデジタル技術を活用する場合にあっては、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。

第14条第1項第5号

改正前（第14条第1項第2号）	改正後
火薬庫の屋根の外表面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事	火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外表面又は地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面の金網の取替えの工事

第14条第1項第6号

改正前（第14条第1項第3号）	改正後
火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事	火薬庫外の設備のうち、照明設備、警戒設備又は警鳴装置の変更の工事

第14条第1項第7号

改正前	改正後
新設	地上に設置する覆土式一級火薬庫の覆土の表面、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

2. 簡易土堤

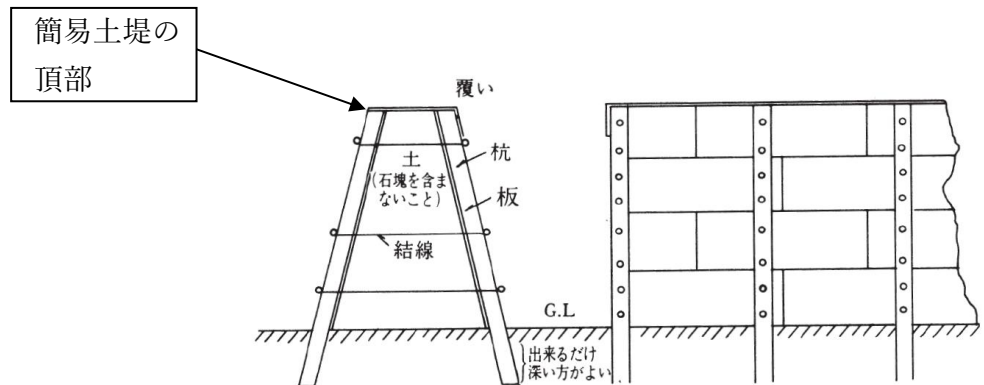
第31条の2第3号

改正前	改正後
簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。	簡易土堤の頂部は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるもので覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

【例示基準】

施行規則第31条の2第3号に規定する「火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるもの」とは、次のいずれかであって、雨水の浸入を防止するために必要な最小限度の厚さのものとする。

1. 木板
2. 合成樹脂板
3. 金属板



板 木板、セメント板（通常万年塀といわれるもの）等
 杭 木杭、コンクリート杭等
 覆い 薄鉄板、合成樹脂製板等

【簡易土堤】

3. 保安検査：特定施設の範囲等

第44条の2第4項

改正前	改正後
新設	前回の保安検査の日から一年を経過した日（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、三年を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者にあっては、基準日の前後三月以内）に第2項の保安検査を受け、又は自ら行った場合にあっては、基準日において当該保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

第44条の2第5項

改正前（第44条の2第4項）	改正後
法第35条第1項本文の規定により、第2項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第41条第2項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第6項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一	法第35条第1項本文の規定により、第2項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第2項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下

<p>月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第18の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>同じ。）から一年を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、三年を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第18の保安検査申請書を、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
--	--

第44条の2第6項

改正前	改正後
新設	<p>法第35条第1項本文の規定により、第2項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、三年二月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第18の保安検査申請書を、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>

4. 電気発破

第54条第9号

改正前	改正後
<p>点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から30m以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。</p>	<p>点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から30m以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、1mA以下の電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。</p>